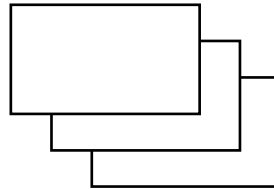


*Asakura Minimum Text*

民法 -Civil law-

*Sample Text*

第四編 債權總論・各論





## 第1章

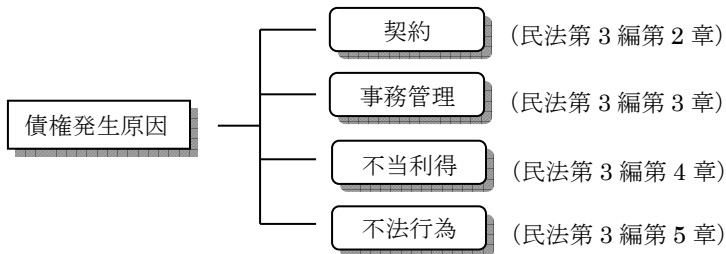
## 債権総説

## 第1節 債権の意義

債権とは、ある者が特定の相手方に対して一定の行為（給付）をするよう要求できる権利をいう。

また、これに対応する相手方の義務を債務という。

債権の発生原因としては、明文上、以下の4つが定められている。



## 改正 第2節 特定物債権と不特定物債権

## 1 特定物債権

## (1) 意義

特定物（当事者が物の個性に着目したもの）の引渡しを目的とする債権のこと。

e.g. 中古自動車や不動産の引渡債権

## (2) 効力

① 債務者は契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意をもってその物（引き渡すべき特定物）を保存する義務を負う（400）。

② 債務者は契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に適合した品質を定めることができないときは、引渡し時の現状でその物を債権者に引き渡す義務を負う（483 参照）。

⇒ 瑕疵のある特定物を引き渡した場合、債務不履行と評価される。

③ 原則、契約時に、所有権が移転する（176）。

## 2 不特定物債権（種類債権）

### (1) 意義

不特定物（当事者が物の個性に着目しないもの）の引渡しを目的とする債権のこと。

e.g. ビール1ダース。米10kg。

### (2) 効力

① 債務者は無限の調達義務を負う。

⇒ 同種の物が市場に存在する限り、履行不能とはならない。

② 契約時に所有権が移転しない。

## 3 不特定物債権（種類債権）の特定

### (1) 特定の要件

- ① 債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了したとき（401Ⅱ前段）。
- ② 債務者が債権者の同意を得てその給付すべき物を指定したとき（401Ⅱ後段）
- ③ その他当事者の特約。

【債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了したとき（401Ⅱ）について】

#### (a) 持参債務

債務者が目的物を債権者の住所において提供したとき。

e.g. ビール1ダースを購入し、店主に自宅まで届けてもらう。

#### (b) 取立債務

債務者が目的物を分離し、引渡しの準備を整えて債権者に通知したとき。

e.g. 買主に引き渡すビール1ダースを店主が倉庫で区分けをし（分離）、包装し（準備）、買主に電話で準備ができたと連絡する（通知）。

#### (c) 送付債務

債務者に送付義務があるときは、持参債務と同様に、第三地へ到達したときである。ただし、送付が債務者の行為による場合は発送時である。

### (2) 効果

① 債務者は、特定された目的物を、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念によって定まる善良な管理者の注意をもって保存する義務を負う（400）。

② 特定時に、所有権が移転する。

### (3) 特定と危険の移転の関係

旧法下では、特定によって危険が移転し、債権者主義が適用されていた（旧534条2項）。新法では、特定によって危険は移転しない。引渡しによって危険が移転すると規

定されている（売買契約につき 567 条 1 項：有償契約につき、559 条で 567 条 1 項を準用）。

### 第3節 金銭債権

#### 1 金銭債権の意義等

金銭債権とは、一定額の金銭の引渡しを目的とする債権をいう。売買契約、金銭消費貸借契約等で発生する。

#### 2 利息債権

##### (1) 通常利息と遅延利息（遅延損害金）

###### i 通常利息

通常利息＝弁済期までの元本所持の対価。

⇒ 原則：無利息。当事者の合意があれば発生。

###### ii 遅延利息（遅延損害金）

遅延利息（遅延損害金）＝元本の履行遅滞による損害賠償金。

⇒ 弁済期後に発生。

	発生原因	利率
利息	当事者の合意（※1）	約定なし：利息が生じた最初の時点における法定利率(404 I)（※2） 年 3%（404 II） 変動利率制(404 III) 約定有り：約定に従う。
遅延利息 （遅延損害金）	当事者の合意なくして 弁済期後に発生	原則：債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率（419 I 本）（※3） 例外：約定利率が法定利率を超える場合は約定利率（419 I 但）。

1-13  
15-17  
28-16

（※1） 利息付金銭消費貸借においては、契約成立日当日分の利息を支払う必要がある（最判昭 33.6.6）。

1-13  
27-19

（※2） 「利息が生じた最初の時点」とは、「利息を支払う義務が生じた最初の時点」をいう。利息は金銭交付時より生じるため、「利息を支払う義務が生じた最初の時点」とは金銭交付時をいう。

（※3） 「債務者が遅滞の責任を負った最初の時点」とは、遅延損害金を生ずべき債権について債務者が履行遅滞になった最初の時点をいう。

(2) 変動利率制について

i 3年を一期とする。一期ごとに、404条4項の規定にもとづき、利率が変動する(404Ⅲ)。

⇒ 3年ごとに法定利率を見直す。

ii 直近変動期(法定利率に変動があった期のうち、直近の期)における基準割合(法務省令に基づき計算され、法務大臣が告示したものと、過去5年間の平均利率をもとに導かれた基準割合との差に相当する割合(1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる)を直近変動期における法定利率に足し、又は引く。こうして算出された割合が、当期の法定利率となる。

⇒ 1%ごとしか変動しない。

iii ある利息債権につきいったん定まった利率は以後変動することはない(404Ⅰ)

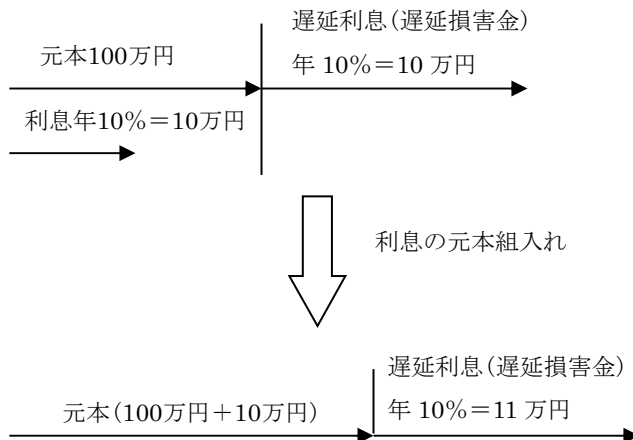
(3) 利息の元本組入れ

利息の支払が1年以上延滞した場合において、債権者が催告をしても、債務者がその利息を支払わないときは、債権者はこれを元本に組み入れることができる(405)。

1-13

15-17

参考図



## 第4節 選択債権

### 1 選択債権の意義等

選択債権とは、数個の給付のうちから選択された 1 個の給付を目的とする債権をいう(406)。



### 2 選択債権の特定

#### (1) 選択権者

<b>原則</b>	債務者に属する。(406) 特約で債権者又は第三者に与えることも可能。
<b>例外 (選択権 の移転)</b>	① 弁済期において、相手方から相当の期間を定めた催告があっても当事者が選択しない場合は、選択権は相手方に移転する。(408) ② 第三者が選択権を有する場合に、第三者が選択をすることができず、又は選択をする意思を有しないときは、選択権は債務者に移転する。(409Ⅱ)

s61-10  
27-16

#### (2) 選択権の行使方法

##### i 当事者に選択権がある場合

相手方に対する意思表示による。(407Ⅰ)

意思表示を撤回するには、相手方の承諾が必要。(407Ⅱ)

s61-10  
27-16

##### ii 第三者に選択権がある場合

債権者又は債務者に対する意思表示による。(409Ⅰ)

意思表示を撤回するには、債権者及び債務者双方の承諾が必要。

s61-10  
27-16

#### (3) 選択の効果

選択の効力は、債権発生時に遡ってその効力を生じる。(411) ただし、第三者の権利を害することはできない。(411 但)

s61-10  
27-16

**改正** 3 不能による特定

・選択権を有する者の過失によって、給付の一部が不能(原始的不能・後発的不能のどちらでもよい)となった場合、債権はその残存するものについて存在する(410)

⇒ 残存物を給付する債権となる。

・選択権を有しない者の過失、もしくは、不可抗力によって給付の一部が不能(原始的不能・後発的不能のどちらでもよい)になった場合、債権の目的は残存物に特定しない。

⇒ 選択債権の特定は、選択権の行使によってなされる。不能となった給付を選択し、債権が履行不能となった場合の処理をすることとなる。

s61-10  
27-16



## 第2章

## 債権の効力

### 改正 第1節 債務不履行

#### 1 債務不履行の意義

債務不履行とは、債務者がその債務の本旨に従った履行をしないことをいう。(415 I 参照)

債務不履行は履行遅滞、履行不能、不完全履行の3つの様態に分けられる。

#### 2 履行遅滞

##### (1) 意義

履行期に履行が可能であるのに、履行しないまま履行期を徒過したこと(412 参照)。

##### (2) 要件

- ① 履行が可能であること
- ② 履行期の徒過
- ③ 履行しないことが違法であること (※)

(※) 債務者が同時履行の抗弁権を有している場合、債務を履行しないことは違法ではなく、履行遅滞とならない。

##### (3) 効果

- ① 強制履行 (414 I 本文)
- ② 損害賠償請求 (415 I 本文)
- ③ 契約解除 (541 本文)

(4) 履行遅滞に陥る時期

	消滅時効の客観的起算点	履行遅滞に陥る時期
確定期限のある債権	期限到来時又は債権者が権利を行使することができることを知った時 (166 I)	期限到来時 (412 I)
不確定期限のある債権	期限到来時	債権者から、期限の到来後履行の請求を受けた時又は債務者が期限の到来を知った時のいずれか早い時 (412 II)
期限の定めのない債権	債権成立時	履行請求を受けた時 (412 III)
返還時期の定めのない消費貸借に基づく返還請求権	債権成立後相当期間経過時	催告後相当期間経過時
停止条件付債権	条件成就時	条件成就後履行請求を受けた時
債務不履行に基づく損害賠償請求権	本来の債務の履行を請求できる時 (最判平 10.4.24)	履行請求を受けた時
不法行為に基づく損害賠償請求権	被害者又は法定代理人が損害及び加害者を知った時 (724①)	不法行為時 (最判昭 37.9.4)

### 3 履行不能

(1) 意義

債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない(412の2I)。

原始的不能(契約成立時にその債務の履行が不能である場合)であっても、契約は成立し、債権者は債務の履行が不能であることに基づき損害賠償を請求することができる(412の2II)。

e.g. 不動産の二重売買の場合にも、原則として第三者に移転登記が完了した時に、売主の債務は法律的不能になるので、履行不能となる。

(2) 要件

- |   |
|---|
| ① 履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であること<br>② 違法であること |
|---|

(3) 効果

- ① 損害賠償請求 (415 I 本文)
- ② 契約解除 (542 I ①)
- ③ 代償請求 (422 の 2)

422 条の 2 条【代償請求権】

債務者が、その債務の履行が不能となったのと同ーの原因により債務の目的物の代償である権利又は利益を取得したときは、債権者は、その受けた損害の額の限度において、債務者に対し、その権利の移転又はその利益の償還を請求することができる。

e.g. 建物が火災により滅失した場合の火災保険金請求権、第三者の不法行為により目的物が滅失した場合の、不法行為に基づく損害賠償請求権

## 4 不完全履行

(1) 意義

債務の履行として履行がなされたが、その履行が不完全なため、債務の本旨に従った履行とはいえないこと。

(2) 要件

- ① 不完全な履行がなされたこと
- ② 違法であること

(3) 効果

- ① 強制履行 (完全な履行が可能な場合 (414 I 本文))
- ② 損害賠償請求
- ③ 契約解除

改正

## 第 2 節 債務不履行に基づく損害賠償

### 1 意義・要件

(1) 意義

債務不履行の結果、債権者に損害が生じれば、損害賠償を請求することができる (415 I 本文)。

(2) 要件

- ① 債務不履行があること
- ② 損害の発生
- ③ 債務不履行と損害の発生間に因果関係があること(416)
- ④ 債務者に免責事由がないこと(415 I 但書) (※)

(※) 免責事由について、債務者が主張立証責任を負う。また、債務者に帰責性のある履行遅滞中に、その債務が当事者双方の帰責性なしで履行不能になった場合であっても、その履行不能は債務者の責めに帰すべき事由によるもの(=免責事由がない)とみなされる(反証が許されない)(413の2I)。

2 損害賠償の範囲

(1) 総論

債務不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることを目的とする(416 I)。

特別の事情によって生じた損害は、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる(416 II)。

⇒ 特別の事情は債務者に債務不履行時に予見可能なものであれば足りる(大判大 29-16 7.8.27)。

(2) 遅延賠償と填補賠償

- ① 遅延賠償：債務の履行が遅れたことにより発生する損害の賠償のこと。  
金銭債務については特則あり(419)
- ② 填補賠償：本来の給付が受けられないことによって発生する損害の賠償のこと。  
債務の履行に代わる損害賠償(416)。

415条【代償請求権】

II 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

- ① 債務の履行が不能であるとき。
- ② 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- ③ 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

### 3 損害賠償の方法

損害賠償は別段の意思表示がないときは、金銭をもってその額を定める（417）。  
当事者間で特約があれば、一定の物を渡す、謝罪するなどの方法でも可能である。

### 4 過失相殺

#### (1) 意義

債務不履行又はこれによる損害の発生もしくは拡大に関して債権者に過失があったときは、裁判所はこれを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める（418）。

過失のある債権者に全額の損害賠償請求を認めることは、公平とはいえず、損害賠償額の減額、場合によっては免除する制度である。

#### (2) 要件

債務不履行に関して債権者に過失があること。債権者自身の過失の他、債権者の補助者の過失も含まれると解されている。

#### (3) 効果

被害者の過失を**必要的に考慮**し、賠償額が決定され、賠償額の**免除も可能**である。

cf. 不法行為における過失相殺(722)においては、被害者の過失は任意的に考慮されるにとどまり、また、賠償額の免除をすることができない。

### 5 賠償額の予定

#### (1) 意義

賠償額の予定とは、債務不履行の場合に債務者が履行すべき額をあらかじめ当事者間で定めておくことをいう（420 I）。本来、債権者は損害賠償請求にあたって損害の有無、損害額の証明が必要であるが、賠償額の予定を定めることで、立証の困難を回避し、紛争を防止するための制度である。金銭でないものを損害の賠償に充てるべき旨の予定も有効である。

#### (2) 効果

- ① 債権者は債務不履行の事実さえ立証すれば、損害発生の有無や損害額はもちろん、債務者の帰責性も立証しないで予定賠償額を請求できる（大判大 11.7.26）。
- ② 賠償額の予定は、履行の請求又は解除権の行使を妨げない（420 II）。

- ・ 損害賠償額の予定が定められていた場合でも、裁判所は債権者に過失が認められる場合に、過失相殺によって減額することはできる（最判平 6.4.21）。
- ・ 裁判実務において、公序良俗違反を理由に予定された損害賠償額を増減する判断がされていた。そのため、改正で、裁判所が当事者間で予定されていた損害賠償額を増減することはできないとの規定は削除された。

s60-03

28-16

28-16

s60-03

## 6 金銭債務の特則

### 419条【金銭債務の特則】

- I 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。
- II 損害賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要しない。(※1)
- III 損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。(※2)

(※1) 遅滞があれば当然に損害賠償債務が発生する。

(※2) e.g. 地震の被害により弁済期に支払うことができなかった。

⇒ 金銭債務に履行不能はなく、常に履行遅滞となる。

## 改正 第3節 債務不履行による解除

### 1 要件

#### (1) 総論

債務不履行があれば、債権者は、その債務不履行につき債務者に帰責事由がなくとも、契約の解除ができることとなった(541, 542, 543)。

解除制度は、債務不履行があった場合に、債権者を契約の拘束力から解放する制度であり債務者に対する責任追及の手段ではないためである。

#### (2) 催告解除の要件

### 541条【催告による解除】

当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- ① 債務者が債務を履行しないこと (※1)
- ② 債権者が相当の期間を定めて催告すること (※2)
- ③ 催告期間内に履行がされなかったこと
- ④ 履行をしないことが違法であること (※3)

(※1) 履行遅滞、不完全履行のこと

(※2) i 期間が不相当な催告

⇒ 催告は有効であり、その催告から相当期間が経過すれば解除することが

できる（最判昭 44.4.15）。

ii 期間の定めのない催告

⇒ 催告は有効であり、その催告から相当期間が経過すれば解除することができる（最判昭 29.12.21）。

iii 期限の定めのない債務

⇒ 解除のための催告（541）と債務者を履行遅滞にするための催告（412Ⅲ）は兼ねることができる（大判大 6.6.27）。

(※3) 同時履行の抗弁権がないこと

(3) 催告解除ができない場合

- ① その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるとき（541 但）
- ② 債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるとき（543）  
⇒ 受領遅滞中の履行不能（413 の 2Ⅱ, 567Ⅱ）

(4) 無催告解除の要件

542 条【催告によらない解除】

I 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- ① 債務の全部の履行が不能であるとき。
- ② 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- ③ 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- ④ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- ⑤ 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

II 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- ① 債務の一部の履行が不能であるとき
- ② 債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき

i 全部解除

- ① 全部履行不能
  - ② 全部履行拒絶
  - ③ 一部履行不能 or 一部履行拒絶+目的達成不能
  - ④ 定期行為の履行遅滞
  - ⑤ 催告をしても契約目的達成に足りる履行がされる見込みがない場合(受け皿規定)
- ⇒ ①～⑤の場合には、催告により債務者に履行の機会を与えても意味がないと考えられる。そのため、催告をすることなく解除をすることが認められている。

ii 一部解除

- ① 一部履行不能
  - ② 一部履行拒絶
- ⇒ 債務のうち一部が履行不能/履行拒絶となった場合には、その一部だけが解除できるのが原則である(542 I ③は、残部では目的達成が不能な場合に契約の全部解除を認める)。

(5) 無催告解除ができない場合

債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由による場合(543)

## 2 解除権の行使

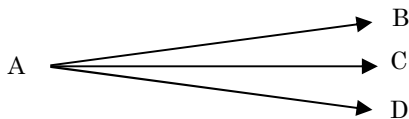
解除権の行使は相手方に対する一方的な意思表示によってする(540 I)。

⇒ 解除権行使の意思表示は、効力が生じた後は撤回することができない(540 II)。

## 3 解除権の不可分性

【事例】

AとBCDが契約当事者の場合



- ① 解除権の行使は全員から全員に対してのみ行うことができる(544 I)。  
⇒ AからBCD全員に対して解除権を行使する必要がある。
- ② 解除権が当事者のうちの1人について消滅したときは、他の者についても消滅する(544 II)。  
⇒ Bについて解除権が消滅すればCDの解除権も消滅する。